

積立定期預金

平成28年1月1日現在

1. 商品名	・積立定期預金						
2. 販売対象	・法人、個人						
3. 期間	・12ヵ月以上15年3ヵ月以下（3ヵ月の据置期間を含みます）						
4. 預入 ①預入方法 ②預入金額 ③預入単位	・契約期間内で分割預入 ・1回あたり100円以上 ・1円単位						
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します						
6. 利息 ①適用金利 ②利払方法 ③計算方法 ④税金	<p>・預入日から満期日の前日までの日数に応じた自由金利型定期預金（M型）の店頭表示の利率を適用します</p> <p>ただし、契約期間が3年以上の場合には、満期日から遡って2年毎に利息計算日を定めその計算日において預入日または前回の利息計算日から期間1年以上あるものについては、預入日または前回の利息計算日におけるその期間に応じた自由金利型定期預金（M型）の店頭表示の利率を適用します</p> <p>・満期日以後に一括して支払います</p> <p>・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算</p> <p>・個人の利息には20.315%※の税金がかかります。ただし、マル優をご利用の場合は除きます。</p> <p>※1 平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には、復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%・地方税5%）の税金がかかります。</p> <p>※2 平成28年1月1日から法人に係る利子割（お受取利息から特別徴収する地方税5%）が廃止され、特別徴収は行わないこととなります。</p> <p>法人は総合課税となります。</p>						
7. 手数料	—						
8. 付加できる特約事項	<p>・普通預金等から自動振替による預入ができます</p> <p>・個人の方はマル優の取扱いができます</p>						
9. 中途解約時の取扱い	<p>・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下は切り捨て）により計算した利息とともに払い戻します</p> <p>預入期間</p> <table border="0"> <tr> <td>6ヵ月未満</td> <td>解約日の普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>6ヵ月以上1年未満</td> <td>自由金利型定期預金（M型）の適用利率×50%</td> </tr> <tr> <td>1年以上3年未満</td> <td>自由金利型定期預金（M型）の適用利率×70%</td> </tr> </table>	6ヵ月未満	解約日の普通預金利率	6ヵ月以上1年未満	自由金利型定期預金（M型）の適用利率×50%	1年以上3年未満	自由金利型定期預金（M型）の適用利率×70%
6ヵ月未満	解約日の普通預金利率						
6ヵ月以上1年未満	自由金利型定期預金（M型）の適用利率×50%						
1年以上3年未満	自由金利型定期預金（M型）の適用利率×70%						
10. 金利情報について	窓口へご照会ください						

<p>11. 苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部お客さまサービス課（0120-252-248 9:00～17:00）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 以下の東京の弁護士会（東京三弁護士会）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能です。</p> <p>東京弁護士会 紛争解決センター （電話：03-3581-0031 9:30～12:00／13:00～15:00）</p> <p>第一東京弁護士会 仲裁センター （電話：03-3595-8588 10:00～12:00／13:00～16:00）</p> <p>第二東京弁護士会 仲裁センター （電話：03-3581-2249 9:30～12:00／13:00～17:00）</p> <p>利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記リスク統括部お客さまサービス課または全国しんきん相談所（03-3517-5825 9:00～17:00）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）— もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部お客さまサービス課または全国しんきん相談所にお問合せください。</p>
<p>12.その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します ・本商品は預金保険制度の対象商品であり、預金保険の範囲内で保護されます